平成２６年（フ）第４８５号
千葉県習志野市実籾本郷13番７号
債務者　中臺　香縫（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成26年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第４８７号
千葉市稲毛区稲毛３丁目６番15―203号
債務者　芹澤　俊己（旧姓小野寺）
1　決定年月日時　平成26年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第５０３号
千葉県船橋市松が丘５丁目２番５号
債務者　石神喜久江
1　決定年月日時　平成26年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第５４１号
千葉県船橋市丸山３丁目15番10号
債務者　小林　博美
1　決定年月日時　平成26年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第２５３号
兵庫県姫路市辻井１丁目８番13―102号
コーポくさかみ、従前の住所兵庫県姫路市田寺東３丁目８番16号
債務者　大西　明雄
1　決定年月日時　平成26年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第１３６号
長崎県長崎市宿町32番地　フェニックスガーデン411、旧住所長崎県長崎市川内町975番地８
債務者　室野　裕也
1　決定年月日時　平成26年７月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第７３号
北海道苫小牧市明野新町１丁目19番30号　まるとめハイツＮＯ．２―105
債務者　小野寺晃一
1　決定年月日時　平成26年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２６年（フ）第７４号
北海道苫小牧市末広町１丁目２番22―810号
債務者　氣田　淑美（旧姓村山）
1　決定年月日時　平成26年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２６年（フ）第３０４号
仙台市泉区住吉台東２丁目８番地の12
債務者　吉田　忠嗣
1　決定年月日時　平成26年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第３６８号
仙台市太白区若葉町15番11号
債務者　西　　淳子
1　決定年月日時　平成26年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第５９号
宮城県栗原市花山字草木沢箕ノ口館43番地１
債務者　佐藤　由美
1　決定年月日時　平成26年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２６年（フ）第６２号
宮城県栗原市築館薬師４丁目３番28号　コーポカネカ201号
債務者　松田　行雄
1　決定年月日時　平成26年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２６年（フ）第６５号
宮城県大崎市古川清水字新今新田59番地１
債務者　上間　清嗣
1　決定年月日時　平成26年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２６年（フ）第７０号
宮城県大崎市古川福沼２丁目６番20号　新沼ハイツ202号
債務者　荒川　綾子
1　決定年月日時　平成26年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２６年（フ）第１１５号
秋田市豊岩豊巻字居使44番地
債務者　鈴木真理子
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１１６号
秋田市浜田字館ノ丸172番地１　シルバーピュア秋田207、前住所秋田市豊岩豊巻字居使44番地
債務者　鈴木　重子
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３３号
秋田県大仙市太田町横沢字相野322番地
債務者　草彌いく子
1　決定年月日時　平成26年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
秋田地方裁判所大曲支部